

第3次

周南市地区社協活動推進計画

～地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまち しゅうなん～



社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

は じ め に

近年、少子高齢化の進展に伴うライフスタイルの多様化や家族形態の変容により、人々の暮らしを取り巻く環境が大きく変わり、地域でのつながりの希薄化、ひきこもり、子どもの貧困など様々な生活課題が生じています。

このような様々な生活課題に対応していくために、周南市と周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、共同で“地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまち しゅうなん”を基本理念とする「第4次周南市地域福祉計画・第4次周南市地域福祉活動計画」を策定しました。

これに基づき、本会では行政とのパートナーシップをこれまで以上に強固なものにするとともに、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）や民生委員児童委員協議会、福祉員協議会、社会福祉法人地域公益活動推進協議会などの関係機関・団体との連携強化を図り、支え合い・助け合いの地域づくりに取り組んでいます。

なかでも、地区社協は、本会が支え合い・助け合いの地域づくりを進めていくには、欠かすことのできない大切なパートナーとなります。地区社協は、本会設立以降、広域となった周南市においてきめ細やかな小地域福祉活動を展開していくために、地域の皆さまのご理解とご協力により市内のすべての地区（31地区）に設置されています。

こうしたことから、地区社協のあり方検討委員会を設置し、地区社協が主体的・継続的に小地域福祉活動を展開できるように、これからの地区社協活動の方向性を示すべき「第3次周南市地区社協活動推進計画」（以下「第3次地区社協活動推進計画」という。）を策定しました。

これにより、本会と地区社協がこれまで以上に連携を強め、より一層地域福祉の推進を図ることができるものと期待しています。各地区社協におかれましては、第3次地区社協活動推進計画を参考にいただき、主体的・継続的な活動の展開をめざしていただければ幸いです。

結びに、第3次地区社協活動推進計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました地区社協のあり方検討委員会委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

2023年（令和5年）3月

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会
会 長 佐 原 昌 弘

第3次周南市地区社協活動推進計画

目 次

1 推進計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- (1) 推進計画の策定趣旨
- (2) 推進計画の基本理念
- (3) 推進計画の推進期間
- (4) 推進計画の策定状況
- (5) 推進計画の進行管理

2 地区社協とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- (1) 地区社協の設置経緯
- (2) 地区社協のめざすべき方向性
- (3) 市社協と地区社協及び地域住民との関係
- (4) 地区社協の役割

3 地区社協の活動強化に向けて・・・・・・・・・・ 6

- (1) 地区社協活動の現状と課題
- (2) 地区社協に期待される取り組み
- (3) 今後の地区社協活動の展開

4 市社協の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- (1) 地区社協への支援

地区社協活動推進計画

1 推進計画とは

(1) 推進計画の策定趣旨

周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域共生社会の実現をめざして取り組みを推進していくには、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は欠かすことのできない大切なパートナーとなります。

一方、令和2年度に策定した「第4次周南市地域福祉計画・第4次周南市地域福祉活動計画」（以下「第4次地域福祉活動計画」という。）では、4つの基本目標を掲げており、その基本目標の一つに「みんなが助け合う地域づくり」を挙げています。地区社協には、その地域づくりの中核的な組織として大きな期待が寄せられています。

こうしたことから、地区社協が目標をもって、主体的・継続的に活動できるように、「地区社協のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、今後の地区社協活動のメニューを提案する「第3次周南市地区社協活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定します。

(2) 推進計画の基本理念

地域福祉の推進を図るためには、公的サービスの充実を期待する一方で、住民相互で地域の福祉課題を解決していく体制を整えていくことも必要となります。そのためには、隣近所のふれあい活動から始まり、お互いに心と心を通わせ、助け合い、支え合っていくことのできる人間関係づくりを地域社会に築いていくことが大切です。

こうしたことから、推進計画の基本理念を、第4次地域福祉活動計画の基本理念と同じ「地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまち しゅうなん」とします。

(3) 推進計画の推進期間

推進計画は地域福祉活動計画策定の翌年度に策定することが望ましいため、次期推進計画の策定は、「第5次周南市地域福祉計画・第5次周南市地域福祉活動計画」（令和7年度策定）の翌年度（令和8年度）とし、推進期間を令和5年度から令和8年度までの4か年とします。

(地区社協活動推進計画等の推進期間)

計 画	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
周南市地区社協活動推進計画(地区社協)			策定				
周南市地域福祉計画(市) 周南市地域福祉活動計画(社協)	策定						

(4) 推進計画の策定状況

名 称	策定年度	推進期間
第1次周南市地区社協活動推進計画	平成20年度	平成21年度～平成25年度
第2次周南市地区社協活動推進計画	平成25年度	平成26年度～平成30年度
第3次周南市地区社協活動推進計画	令和4年度	令和5年～令和8年度

(参考1) 周南市地域福祉計画の策定状況

名 称	策定年度	推進期間
第1次周南市地域福祉計画	平成17年度	平成18年度～平成22年度
第2次周南市地域福祉計画	平成22年度	平成23年度～平成27年度
第3次周南市地域福祉計画	平成27年度	平成28年度～令和2年度
第4次周南市地域福祉計画	令和2年度	令和3年度～令和7年度

(参考2) 周南市地域福祉活動計画の策定状況

名 称	策定年度	推進期間
第1次周南市地域福祉活動計画	平成18年度	平成19年度～平成23年度
第2次周南市地域福祉活動計画	平成23年度	平成24年度～平成28年度
第3次周南市地域福祉活動計画	平成28年度	平成29年度～令和2年度
第4次周南市地域福祉活動計画	令和2年度	令和3年度～令和7年度

※第4次計画は、周南市と本会が初めて一体となって策定に取り組み、「第4次周南市地域福祉計画・第4次周南市地域福祉活動計画」を策定しました。

(5) 推進計画の進捗管理

本計画の進捗状況については、定期的に点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 地区社協とは

(1) 地区社協の設置経緯

平成15年4月21日、2市2町（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）の社会福祉協議会の合併により、本会が誕生しました。

合併後に本会が重点的に取り組んだことが、地域の推進組織の見直しです。合併して広域化した周南市において、きめ細やかな住民主体の小地域福祉活動を展開していくために、その中核的団体となる地区社協の未設置地域での設立に取り組みました。

地域の皆さまのご理解とご協力により、平成18年度から平成20年度にかけて、新南陽圏域に4地区、熊毛圏域に5地区、鹿野圏域に1地区、合計10の地区社協が設立されました。

現在では、市内の全ての地区（31地区）に地区社協が設置されており、周南市全域において一体感ある地域福祉の推進に取り組んでいます。

(参考) 地区社協の設置状況一覧

地域	地区社協（設立日）	設置数
徳山	○中央部（8地区）	21
	中央（S39.4.1）	
	遠石（S39.4.1）	
	秋月（S50.7.1）	
	周陽（S47.4.1）	
	桜木（S48.4.1）	
	今宿（S39.4.1）	
	岐山（S39.4.1）	
	関門（S39.4.1）	
	○支所管内（13地区）	
	櫛浜（S43.4.1）	
	鼓南（S37.7.1）	
	久米（S35.9.1）	
	向道（S35.4.1）	
	菊川（S35.4.1）	
	夜市（S35.7.30）	
	戸田（S36.7.30）	
	湯野（S36.7.30）	
	大津島（S36.4.1）	
	須々万（S41.3.9）	
	長穂（S41.3.1）	
	中須（S41.3.1）	
	須金（S41.4.1）	

新南陽	富田東（H18.6.3） 福川（H18.5.27）	富田西（H18.6.2） 和田（H18.5.25）	4
熊毛	八代（H20.4.15） 勝間（H20.4.23） 三丘（H20.4.19）	高水（H20.4.17） 大河内（H19.5.15）	5
鹿野	鹿野（H18.6.30）		1
計			3 1

（２）地区社協のめざすべき方向性

推進計画の基本理念に基づき、次の３つを地区社協のめざすべき方向性とします。

ア 地域に暮らす誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、地域に暮らすすべての人たちが、暮らしやすさを実感できるような地域社会を、地域のみんなで力を合わせて作っていきましょう。

イ 人と人とのつながりの再構築

何らかの支援を必要としながらも、福祉サービスを利用できない人が地域に暮らしていることを認識し、同じ地域社会の仲間として助け合い、支え合っていけるように、社会的な絆やつながりを広げていきましょう。

ウ 特色のある地域づくり

地域特有の課題にも目を向け、自分たちの課題として捉え、お互いに協力し合って解決に向けて取り組み、特色のある地域づくりを進めましょう。

（３）市社協と地区社協及び地域住民との関係

本会と地区社協は、「第４次地域福祉活動計画」の基本目標の実現をめざして、共に取り組みを進めていくパートナーです。

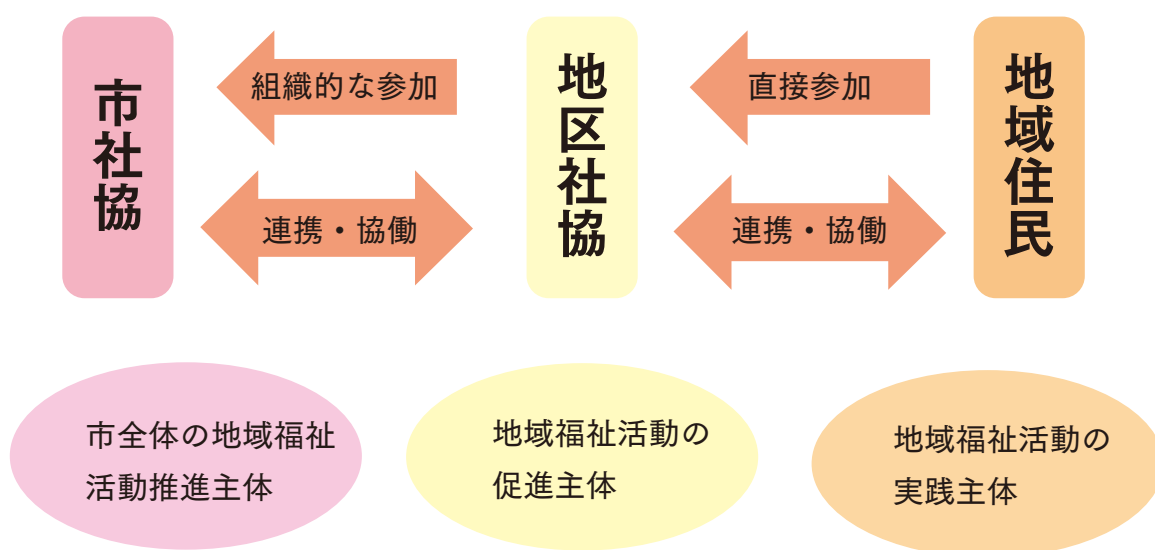
市社協は、社会福祉法第109条で規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、「地域福祉活動の推進主体」として市全域の地域福祉活動の計画や方向性を決め、実際の活動の企画や提案をしていきます。

地区社協は、市社協と協力しながら、地域住民に最も近い任意団体として、市

社協の企画や提案を、地域の実情に応じて取り入れつつ、民生委員やコミュニティ、自治会などと連携し、住民相互の合意形成を図りながら、地域福祉活動への住民の参加を促進していく「地域福祉活動の促進主体」となります。

地域住民は、地区社協の企画や提案に賛同し、身近なところで福祉活動に参画していく「地域福祉活動の実践主体」となります。

このように、市社協、地区社協、地域住民のそれぞれが、その役割・機能を果たすように努めていくことで、地域福祉の推進体制が構築されます。



(4) 地区社協の役割

認知症の方、一人暮らし高齢者、障害のある方、子育て中のお母さんお父さんなど、地域にはいろんな方々が生活しています。そうした方々が抱えている困りごとや不安について、地域の人たちの参加や協力を得ながら、地域の助け合いによって解決していく、住民主体の地域福祉活動の中核となるのが地区社協です。

地区社協の正式名が「地区社会福祉協議会」であるように、地区社協は協議会として、皆で集まって話し合いをしながら地域福祉活動を進めていく組織です。

3 地区社協の活動強化に向けて

(1) 地区社協活動の現状と課題

令和3年の10月から12月にかけて、地区社協懇談会を実施しました。この懇談会をととして、地区社協活動の現状と課題がみえてきました。ここでは、懇談会での聞き取り調査からみえてきた地区社協活動の現状と課題について整理しました。

【現状】

○コロナ禍における変化

- ・コロナの影響で地区社協活動がしにくくなり活動意欲が低下した。
- ・コロナ禍での活動自粛により福祉員としての自覚や意識が薄れてしまうのではないかと心配している。

○コロナ禍における工夫

- ・感染対策をしながら話し合いや勉強会を継続し、できる形で活動を継続してきた。
- ・コロナ禍の高齢者の変化や地域の課題を把握し、ちょっとしたお茶会、焚き火を囲んでのおしゃべりなど、日頃の集まりがより楽しくなるように、地域の交流や見守り活動を支援している。
- ・コロナ禍だからこそ、地域に元気と癒しを届けようと他団体と協力してイルミネーションを設置した。
- ・地区社協懇談会の実施により、市社協と地区社協との関係性が高まった。

【課題】

○地区社協に関わる人材（福祉員・サロンなど）の発掘

- ・ふれあい・いきいきサロンの男性担い手不足。

○活動内容の充実

- ・地区社協活動再開の動きをいかにするか。
- ・地区社協として新たに取り組めることはないか。
- ・事務が煩雑なので省略できるものはないか。

○民生委員との連携

- ・地区によっては民生委員と福祉員の連携が十分でない。

○財源の確保

- ・自治会加入率や寄付金（香典返し）の減少により、地区社協の財源確保が難しい。

(2) 地区社協に期待される取り組み

ア 地域における話し合いの場（第2層協議体）への参加

生活支援体制整備事業は、平成27年度より周南市から本事業を受託し、地域における話し合いの場として第2層協議体を概ね小学校区単位（31地区）で設置を目指しています。

話し合いの場（第2層協議体）は、地区によりさまざまな形で運営されています。

地区の実情に応じた話し合いの場をもって、地域でできることを話し合ってみましょう。

（参考）第2層協議体設置状況（令和4年12月現在）

No.	地区	設置年月	設置主体
1	桜木	H29.4	桜木地区社会福祉協議会 桜木地区コミュニティ推進協議会
2	周陽	R1.11	周陽地区コミュニティ推進協議会
3	秋月	H30.10	秋月地区社会福祉協議会
4	遠石	R3.4	遠石地区社会福祉協議会
5	中央	H30.10	中央地区社会福祉協議会
6	岐山	H31.4	岐山地区社会福祉協議会
7	今宿	H30.7	夢プラン一体型
8	鼓南	R2.2	夢プラン一体型
9	櫛浜	R4.6	櫛浜地区社会福祉協議会
10	久米	R1.7	久米地区社会福祉協議会
11	須金	R2.10	須金地区社会福祉協議会
12	長穂	R2.9	夢プラン一体型
13	向道（大向）	R3.11	大向地区コミュニティ推進協議会
14	向道（大道理）	H30.11	夢プラン一体型
15	夜市	R1.11	夜市地区社会福祉協議会 夜市地区コミュニティ推進協議会
16	大津島	R3.3	大津島地区コミュニティ推進協議会
17	和田	H30.6	夢プラン一体型
18	高水	R3.5	高水地区社会福祉協議会
19	八代	R2.11	八代地区社会福祉協議会
20	鹿野	R2.10	夢プラン一体型

（事例）今宿地区社会福祉協議会

「今宿イキイキサミット」平成30年7月設置 平成31年3月今宿カフェ開店
（設置までの経緯）平成30年、「つながる今宿夢プラン策定委員会」で生活支援体制整備事業の説明を受け、今宿夢プランの一つ、高齢者の安心・安全に関するプランと協議体が連携をしていくこととなる。

（活動内容）模擬カフェを経て、毎週月曜日に今宿カフェを運営。現在、コロナ禍で月2回の開催としている。コロナ禍の新しい取り組みとして、オンラインカフェを実施。今後は、高齢者の生活支援について協議予定。



（事例）岐山地区社会福祉協議会

「いきいききーさん協議体」平成31年4月設置

（設置までの経緯）平成29年、生活支援体制整備事業についての説明を受け、地区社協を核に「共に支え合うまちづくり」のワークショップを開催。

（活動内容）助け合い活動に向けた困りごと調査を実施。「困りごと支援サービス」情報紙の作成と、高齢者世帯への配布。居場所づくりとして岐山小学校で百歳体操のリーダー養成と、体験会の実施。有償生活支援サービスの取り組みに向けた話し合いが継続中。



イ 地域食堂の実施

地域の人がつながり、安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域住民と子どもが交流できる食堂の開設や、地域のコミュニケーションの場として多世代交流、地域貢献などを目的に開設されています。

ウ 子ども食堂の実施

地域食堂と子ども食堂では、いろいろな人が温かい食事を囲みます。地域・子ども食堂に明確な違いはなく、子どもの居場所づくりや、子どもの食育、学習・遊びの支援などを目的に開設されています。

(参考) 山口県登録子ども食堂(順不同)(周南市関係分掲載)

No.	名 称	No.	名 称
1	みんなの食堂	9	三丘こども食堂
2	みんなの久米ハウス	10	10日だヨ!全員集合食堂
3	お寺で地域いんどり食堂	11	地域食堂「和み」
4	鹿野ふらっと食堂	12	遠石のいーばしょ「おとなりさん」
5	地域食堂「うぶすな」	13	高水こども食堂 陽だまり
6	鉄八わんぱく食堂	14	周陽ふれあい食堂
7	夏休み食堂	15	勝間シモンヌ
8	こども食堂オハナ		

(出典：山口県こども食堂支援センター [<https://www.ymgckodomosyokudou.com>]
子ども食堂一覧ページ 2023- 1-13現在)



みんなの久米ハウス



遠石のいーばしょ「おとなりさん」



高水こども食堂陽だまり



周陽ふれあい食堂

エ 福祉のまちづくり計画の策定

福祉のまちづくり計画（地区社協活動計画）とは、地区社協が中心となり策定する5ヵ年程度の中期計画です。

（メリット）

- ・先の見通しが立ち、段階的、計画的に活動を実施することができる。
- ・どの活動に力を入れて実施していくのか、活動の重点が明確になる。
- ・活動の目標等が見える化することで、皆で共有できて、足並みが揃う。
- ・計画を公表することで、住民にとっては活動が分かりやすく、活動に対する理解や協力が得られやすくなる。

（参考）福祉のまちづくり計画策定状況

地区	名 称	副 題	策定期間
岐山	第3次岐山地区福祉の町づくり計画	共につくろう笑顔あふれる福祉の町岐山	平成30年度
久米	久米地区共に支えるまちづくり計画	ふれあいで深まる絆“久米のまち”	令和2年度

（事例）岐山地区社会福祉協議会 平成30年3月策定 策定委員20名

（策定の取り組み経緯）平成23年に策定された第2次岐山地区福祉の町づくり計画から5年経ち、岐山地区の高齢化率の変動など、地域福祉を取り巻く状況が急速に変化し見直しをする時期にあった。いろいろな角度からの意見を踏まえ、従来の福祉事業を見直し、新たな観点からの計画書策定に取り組む。

（事例）久米地区社会福祉協議会 令和2年4月策定 策定委員18名

（策定の取り組み経緯）平成15年に策定されたまちづくり計画は、既に17年経過しており、久米地区の現状に即した新たな計画書の策定を平成30年5月の総会で決議された。平成31年1月から地域の福祉課題を話し合う勉強会を開催し、できるだけ久米地区の多くの方々の意見・要望を踏まえ計画書策定に取り組む。現在も、継続して勉強会を開催している。



第3次岐山地区福祉の町づくり計画



久米地区共に支えるまちづくり計画

(3) 今後の地区社協活動の展開

これまで地区社協で取り組まれてきたさまざまな活動・事業と、これからの地区社協に期待される取り組みについて、「基本メニュー」と「発展メニュー」の2つに整理しました。

すべての地区社協で、これからも取り組んでいただきたい活動・事業を「基本メニュー」とし、地域の実情に合わせて、取り組みを検討していただきたい活動・事業を「発展メニュー」とします。これからの地区社協活動の参考にしてください。

【基本メニュー】

- ・福祉員による見守り活動（友愛訪問活動）
- ・福祉員研修会（民生委員児童委員との合同研修会など）
- ・需給調整会議（見守り方法についての情報共有の場）
- ・ふれあい・いきいきサロン活動
- ・敬老の日記念事業の開催
- ・歳末たすけあい活動
- ・地区社協だよりの発行
- ・各種研修会の開催（視察研修会、勉強会など）
- ・定期的な話し合いの場の開催（役員会・委員会）
- ・諸団体との連携・協力
- ・災害時における支援活動

【発展メニュー】

- ・住民座談会やアンケートの実施により、住民の声や意見を聞く場をもつ
- ・第2層協議体（地域における話し合いの場）への参加
- ・地域食堂の実施
- ・子ども食堂の実施
- ・ふれあい子育てサロン活動
- ・子どもの見守り活動
- ・福祉のまちづくり計画の策定及び見直し作業
- ・障害者への包摂的活動（車いす・アイマスク体験など）
- ・学校による福祉教育への協力
- ・地域における福祉教育の推進
- ・認知症の理解促進
- ・ヤングケアラーの理解促進

(参考) 福祉員数の推移 (福祉員数は「福祉員活動助成金」の申請人数による)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉員 (人)	1, 3 7 9	1, 3 6 3	1, 3 6 0	1, 3 2 5

(参考) ふれあい・いきいきサロン数の推移 (サロン数は助成金の申請数による)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあい・いきいき サロン (高齢者)	1 8 6	1 6 4	1 7 1	1 7 1
ふれあい子育て サロン	1 4	6	8	1 0



戸田地区ふれあい・いきいきサロン



福川地区ふれあい・いきいきサロン



中須地区福祉員研修会



中央地区ふれあい子育てサロン

4 市社協の取り組み

(1) 地区社協への支援

ア 地区担当制の導入

地区社協の意向を市社協の事業計画や地域福祉活動計画により反映するため地区担当制を導入します。職員の一人ひとりが各地区社協の担当となり、地域住民とともに地域の問題解決に取り組めます。

イ 定期的な支援

地区社協が主体的・継続的に活動展開できるように、活動費の助成や情報提供、連絡調整等による支援を行います。

ウ 会議の開催

- ・地区社協連絡協議会の開催（年2回）
- ・圏域別地区社協連絡会の開催
- ・地区社協懇談会の開催

エ 研修会の開催

- ・地区社協推進セミナーの開催
- ・圏域別福祉員研修会の開催

オ 地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画では、住民主体の地域福祉活動を推進していくために、市社協の取り組むべき具体的な事例を掲載しています。地区社協活動として可能なものを企画・提案し、計画の推進を図ります。

カ 広報活動の推進

本会のホームページや市社協だよりを活用して、地区社協活動を積極的に周知します。

現在、SNSの運営について学び、地域福祉の重要な情報をいち早く発信できるよう検討しています。

キ 福祉のまちづくり計画の反映

地区社協が策定する地区社協活動計画（福祉のまちづくり計画）を地域福祉活動計画に反映させます。

ク 今後定年を迎える方のためのボランティア講座

働き盛りの男性、定年退職などをきっかけに生活の大半を家庭で過ごされている方などに働きかけ、地域福祉活動への参画を進めていきます。

ケ 地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）の育成

重層的な見守り活動だけにとどまらず、生活支援コーディネーターとして、把握した困りごとを地域の話し合いの場で発信したり、地域のネットワークを広げていく役割があることから、地域福祉コーディネーターの更なる育成に努めます。



地区社協連絡協議会



圏域別福祉員研修会

社会福祉法人周南市社会福祉協議会 地区社協のあり方検討委員会設置要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、周南市における地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の主体的・継続的な活動の推進をめざし、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に地区社協のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- （１）第 3 次周南市地区社協活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- （２）本会と地区社協の連携のあり方に関すること。
- （３）その他、目的の達成に関すること。

（組 織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する委員 10 名程度をもって組織する。

- （１）学識経験者
- （２）地区社協関係者
- （３）関係機関職員

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、推進計画の策定の日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運 営)

第6条 委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、本会業務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日より施行する。

地区社協のあり方検討委員会委員名簿

<委 員>

(順不同・敬称略)

選出区分	所属・役職	氏 名
学識経験者（１）	山口県立大学名誉教授	草平 武志
地区社会福祉協議会 関係者（８）	今宿地区社会福祉協議会 会長	清水 宗生
	秋月地区社会福祉協議会 会長	清木 繁幸
	岐山地区社会福祉協議会 会長	田村 俊雄
	久米地区社会福祉協議会 会長	河村 保彦
	戸田地区社会福祉協議会 会長	西村 明
	富田東地区社会福祉協議会 会長	久村貴美子
	三丘地区社会福祉協議会 会長	渡邊 貴史
	鹿野地区社会福祉協議会 顧問	石川 光生
関係機関職員（１）	山口県社会福祉協議会地域福祉部長	大河原 修

<事務局>

(順不同・敬称略)

所属・役職	氏 名
周南市社会福祉協議会 事務局長	小林 展衣
周南市社会福祉協議会 本部業務課課長	藤田 辰夫
周南市社会福祉協議会 本部業務課課長補佐兼地域福祉係長	山本 多恵
周南市社会福祉協議会 本部業務課地域福祉係主任	竹重紀代美
周南市社会福祉協議会 本部業務課地域福祉係副主任	沼田 早紀
周南市社会福祉協議会 本部業務課地域福祉係事務職員	竹尾 一寿

第3次周南市地区社協活動推進計画の経過について

○第1回目

日 時：令和4年7月1日（金）13時30分～15時

会 場：周南市徳山社会福祉センター 大会議室

内 容：（1）委員長・副委員長の選出
（2）説明：地区社協のあり方検討委員会の基本方針について
（3）説明：地区社協とは
（4）説明：推進計画とは
（5）説明：地区社協活動の現状と課題
（6）意見交換

出席者：委員10名・事務局6名

○第2回目

日 時：令和4年9月30日（金）13時30分～15時30分

会 場：周南市徳山社会福祉センター 大会議室

内 容：（1）今後の地区社協活動の展開（意見交換）
・基本メニュー
・発展メニュー
（2）これからの地区社協に期待される取り組み（意見交換）
（3）市社協の地区社協への支援（意見交換）
その他 素案の作成について

出席者：委員10名・事務局5名

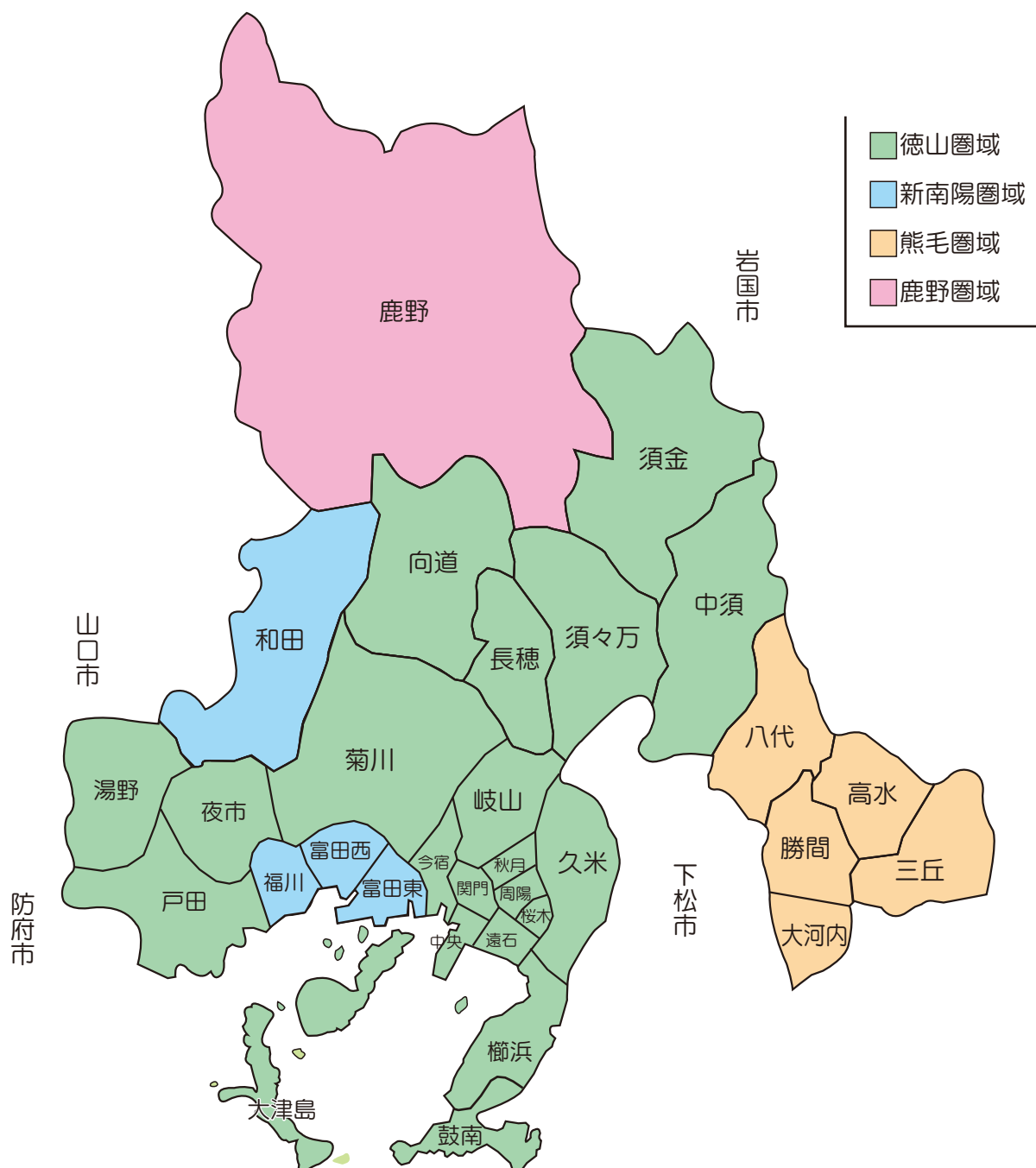
○第3回目

日 時：令和4年12月5日（月）13時30分～15時

会 場：周南市徳山社会福祉センター 中会議室

内 容：第3次地区社協活動推進計画（素案）についての協議

出席者：委員9名・事務局5名



第3次周南市地区社協活動推進計画

令和5年3月

発行 社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

〒745-8529 山口県周南市速玉町3番17号

TEL0834-22-8721 Fax0834-32-0021





赤い羽根共同募金

この冊子は、赤い羽根共同募金の配分金を活用し作成されています。